

船舶事故等調査報告書

平成25年12月19日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第156号
事故等種類	衝突（かき筏 <sup>いかだ</sup> ）
発生日時	平成25年8月14日（水） 19時40分ごろ
発生場所	岡山県備前市曾島北方沖 備前市所在の片上大橋橋梁灯（C1灯）から真方位101° 1,700m付近 （概位 北緯34° 42.8′ 東経134° 15.0′）
事故等調査の経過	平成25年8月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 藤昭丸 <sup>とうしょう</sup> 、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	271-25815岡山、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 船底に擦過傷 かき筏 筏枠が破損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、試運転を終え、航海灯の灯火を表示し、船長が、操縦席に座って操船を行い、曾島北方沖にはかき筏があることを知っていたので、船首に見張り員1人を立て、時折、サーチライトで船首方を照らしながら、毎時約24kmの対地速力で手動操舵により、係留地に向けて西進中、平成25年8月14日19時40分ごろ、曾島北方沖において、衝撃を感じて機関を停止した。 船長は、曾島北方沖のかき筏（以下「本件かき筏」という。）に衝突したことを知り、海上保安庁に連絡した。 本船は、機関を始動できなかったので、来援した漁船にえい航されて係留地に戻った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期 日没時刻：18時53分 月没時刻：23時06分、月齢 6.7
その他の事項	船長は、船首の見張り員が本件かき筏を衝突直前に認めたものの、本件かき筏についての報告を聞かなかった。 船長は、GPSプロッターの画面表示を1kmレンジとして使用し、曾島に接近しないようにしていた。 本件かき筏は、辺の長さが9.5m×23.0m、海面からの高さが

	<p>約0.7m、筏の両端につないだ長さ約33mの係留索に付けた約20～30kgの錨で固定し、振れ回りは約3～5mであった。</p> <p>本件かき筏は、所有者が、かき筏のカキの種を採るために平成25年7月中旬ごろかき養殖区画から共同漁業免許状に定められた区域である曾島北方へ移動したものであり、そのときは、標識灯を設置した筏が周囲にあったが、その後、周囲の筏を別の業者が移動したため、本事故当時は、本件かき筏の周囲に標識灯はなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし なし なし</p> <p>本船は、曾島北方沖を西進中、船長が、船首に見張り員を立てるなどして見張りを行っていたが、本件かき筏に標識灯が設置されていなかったことから、本件かき筏に気付かず、本件かき筏に衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、曾島北方沖を西進中、本件かき筏に標識灯が設置されていなかったため、本件かき筏に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>本件かき筏の所有者が所属する漁業協同組合は、本事故が船舶の水路での事故であったことから、夜間においても、かき筏の設置状況が分かるように標識灯の設置をかき筏所有者に指導した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レーダーを設備しない船舶が、夜間、航行する場合は、速力を減じ、見張りを厳重に行うことが望まれる。</li> </ul>